

八戸市社会教育委員 公募実施要領

下記のとおり、八戸市社会教育委員を公募する。

1 目的

八戸市社会教育委員を委嘱するに当たり、広く市民の意見を反映させるため、委員の一部を市民から公募することにより、市民参加の機会を提供する。

2 職務

八戸市社会教育委員の主な職務は次のとおり。

- ・ 社会教育に関する諸計画を立案すること（社会教育法第17条第1項第1号）。
- ・ 教育委員会の諮問に応じ、意見を述べること（同法第17条第1項第2号）。
- ・ 教育委員会の会議に出席して、社会教育に関し意見を述べること（同法第17条第2項）。
- ・ 教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項に関して、社会教育関係団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、助言と指導を与えること（同法第17条第3項）。
- ・ 教育委員会が補助金を交付する社会教育団体について意見を述べること（同法第13条）。

3 募集人員

八戸市社会教育委員の定数15人以内のうち、公募による委員の定数は2人以内とする。

4 任期

任期は委嘱時（令和8年5月1日予定）から2年とする。

5 報酬

1回の会議出席に付き、8,800円（税込）の報酬を支給する。

6 会議の開催

会議は、年2回程度、開催予定。

7 応募条件

原則として当市に住所を有し、社会教育に関し、知識、経験、関心等があり、学校教育・社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者及び学識経験のある者。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 当市の他の附属機関の委員を3つ以上兼務している者
- (2) 当社会教育委員として構成員を推薦する団体に所属している者

【構成員を推薦する団体】

八戸市私立幼稚園協会、八戸市小学校長会、八戸市中学校長会、
八戸市連合父母と教師の会、一般社団法人八戸青年会議所、

特定非営利活動法人はちのへ未来ネット 等

8 応募方法

別に定める応募申込書により、郵送、持参、FAX又はEメールにより応募する。

応募先：〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号

八戸市教育委員会社会教育課

TEL 0178-43-9154 FAX 0178-47-4997

Eメール shakyo@city.hachinohe.aomori.jp

9 募集期間

令和8年2月24日（火）から令和8年3月19日（木）まで（必着）

10 決定の方法

原則、書類選考とする。ただし、必要に応じて面接等を併せて行うことができるものとする。

11 結果の通知

選考結果は、応募者全員に文書で通知するものとする。

12 選考結果の本人への提供

選考結果は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第69条第2項第1号の規定に基づき、次に掲げる条件の下、本人の求めに応じて本人に対して提供できるものとする。

(1) 提供の求めの方法

社会教育課において口頭により行う。

(2) 提供する情報の範囲

応募者の中での順位及び得点

(3) 提供の方法

社会教育課において本人確認をした上で閲覧により行う。

(4) 提供できる期間

選考結果通知日から1か月間とする。なお、当期間経過後は、法第77条の規定に基づく開示請求手続が必要となる。

13 応募申込書等の取扱い

受付した応募書類は、返却しないものとし、当委員の公募以外の目的には使用しないものとする。

14 その他、附属機関の委員の公募に関する取扱いに定めるところによる。

附 則

この取扱いは、令和7年12月11日から施行する。